

# 意見書

平成 年 月 日に発症し療養中の下記疾患について、現在軽快し他児への感染のおそれはないと思われますので、平成 年 月 日から登園してよいことを証明します。

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準(学校保健法施行令及び施行規則による) ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。 ※発症日を0日目と数える。
	インフルエンザ	発症した翌日から5日間、かつ、解熱した翌日から3日間
	麻疹	解熱した翌日から3日間
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した翌日から5日間、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日間
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O260、O111等)	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで

生活での注意事項( )

園児氏名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印またはサイン

# 登園届

平成 年 月 日に発症し療養中の下記疾患について、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、平成 年 月 日から登園いたします。

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす(学校保健法施行令及び施行規則による) ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。 ※内服開始した日、疾患を発症した日を0日目と数える。
	溶連菌感染症	抗生剤の内服を開始した翌々日から登園可能
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	最後の嘔吐の翌々日から、かつ、便回数が通常に戻った翌々日から登園可能
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快していること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が回復していること
	手足口病	発症の翌日から3日間自宅療養とし、かつ解熱した翌々日以降で普段どおりの食事ができれば登園可能
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	咳などの呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	突発性発疹	解熱し、全身状態が回復していること
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化していること
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落していること

場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	伝染性軟属腫	掻きこわし傷から滲出液が出ている時は被覆すること
	頭じらみ	駆除を開始していること

生活での注意事項( )

平成 年 月 日

医療機関名

園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名

印またはサイン